

石綿障害予防規則 27 条にもとづく(平成 17 年 7 月 1 日より施行)

石綿(アスベスト)取扱い作業従事者特別教育

石綿を含む建材の解体・リフォーム等の作業に従事する労働者は、作業前に受講が義務付けられています。石綿作業から「生命」を守るための講座です。

修了証発行：全建総連大分県建設合同労働組合

大分建労からアスベスト対策を万全に！！

石綿障害予防規則が制定され、平成 17 年 7 月 1 日より施行されました。石綿(アスベスト)が使用されている建築物の解体・リフォームの作業に従事する労働者は、4 時間 30 分の石綿取扱い作業従事者特別教育を作業前に受講していなければなりません。大分建労では、下記のように「石綿作業従事者特別教育」を計画しました。多くの建材に石綿が使用されており、自らの生命を守るための特別教育です。この機会に是非、受講してください。

【第 37 回石綿取扱い作業従事者特別教育】

日 時：2025 年 9 月 14 日(日) 午前 9 時 00 分～午後 2 時 00 分

申込期日：2025 年 8 月 29 日(金)まで

会 場：大分建労会館 2 階 大分市萩原 1 丁目 7 番 13 号

申込者が 6 名以下の場合
は中止します。



- 【特別教育の内容】 ①石綿の有害性、②石綿などの使用状況、
③石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置、
④保護具の使用状況
⑤その他石綿等の曝露防止に関し必要な事項
*4 時間 30 分の講習で試験はありません

【受講料 金】組合員と同居家族 3,500 円、一般 6,500 円 (テキスト代を含む)

【受講資格】年齢等は特に制限がありません。どなたでも受講可。

【申込み方法】下記の申込書に必要事項を記載し、**受講料と切手(460 円)を貼った封筒**(修了証は本人に直接簡易書留で郵送します)と一緒に組合事務所にお申込みください。

【お問い合わせ先】大分県建設合同労働組合(大分建労) 097-556-1835

キ リ ト リ

第 37 回受講日 2025 年 9 月 14 日(日)

石綿取扱い作業従事者特別教育 受講申込書

ふりがな			
氏 名			
住 所	〒		
電話番号	()	職 種	
生年月日	年 月 日		

申込み 年 月 日

大分県建設合同労働組合 殿

*申込書に記載する内容は、安衛法で定められた記載事項であり、修了証発行に必要です。

*本申込書にご記入いただいた個人情報、特別教育を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。



実施管理者	受付者	受付日・受領金額	修了証番号
		年 月 日	
		¥	

【 大分建労会館 2 階 】 大分市萩原 1 丁目 7 番 13 号

